

行方不明者発見活動実施要領

平成22年3月30日

生企第2227号

警察本部長

行方不明者発見活動実施要領の制定について（通達）

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）の施行に伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成22年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようになされたい。

なお、家出入発見活動規程（昭和52年埼例規第2号・防）は、廃止する。

別添

行方不明者発見活動実施要領

第1 趣旨

この要領は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び行方不明者発見活動に関する訓令（平成22年埼玉県警察本部訓令第11号。以下「訓令」という。）に基づき、行方不明者発見活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 特異行方不明者

規則第2条第2項に規定する特異行方不明者に係る用語の解釈は、次のとおりである。

- (1) 「生命又は身体に危害が生じているおそれがある」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがある場合のほか、将来危害が加えられるおそれがある場合をいう。
- (2) 「少年の福祉を害する犯罪」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯をいう。
- (3) 規則第2条第2項第3号の「その他の事情」とは、気象条件、地形等の個別具体的事情をいう。
- (4) 規則第2条第2項第4号の「その他の事情」とは、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の個別具体的な事情をいう。
- (5) 「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。
- (6) 「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲又は刀剣類、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物又は劇物等を携帯していることをいう。
- (7) 「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」とは、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情により、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることをいい、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす意思の有無を問わない。

- (8) 「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。
- (9) 「自救能力がない」とは、当該行方不明者のみで生活する能力がないことをいう。

第3 警察署長の指揮事項

訓令第3条第7号に規定するその他警察署長が必要と認める事項は、主として次に掲げる事項とする。

- (1) 関係機関団体等への協力要請
- (2) 他の警察署長に対する協力要請
- (3) 行方不明者及び関係者に対する対応

第4 行方不明者届の受理等

1 行方不明者届をしようとする者

規則第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する行方不明者届をしようとする者の解釈は、次のとおりである。

- (1) 「法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者」とは、法人の代表者又は法人に属して後見に係る事務に従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明になっていることを的確に判断できるものをいう。
- (2) 「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、法律上は夫婦として認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係にある者をいう。
- (3) 「行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」とは、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員又は行政若しくは社会福祉法人が運営する各種福祉業務に従事する者であって、行方不明者が行方不明になっていることを的確に判断できるものをいう。
- (4) 「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、同居人、雇主その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であって、行方不明者が確かに行方不明となっていることを的確に判断できるものをいう。

2 行方不明者届の受理時の留意事項

- (1) 本邦内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされた場合は、宿泊地を居所として取り扱うこと。

(2) 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、次に掲げる場合は、行方不明者届をしようとする者の利便等を考慮し、行方不明者届を受理すること。

ア 行方不明者届をしようとする者が、現に行方不明者となった場所を管轄する警察署を訪れている場合

イ 行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が、行方不明者の住所又は居所から遠隔地にある場合

ウ 行方不明者届をしようとする者が高齢により移動が困難である場合

エ その他特段の事情がある場合

第5 行方不明者届の受理時の措置

1 行方不明者届出書（規則別記様式）を受理した場合は、生活安全課長を経て速やかに警察署長の決裁を受け、生活安全課において保管するものとする。

2 警察署長は、規則第7条第1項に規定する届出人から、行方不明者発見活動を的確に行うに足りる情報等が得られなかった場合は、自所属の職員に指示し、補充調査を実施すること。

3 警察署長は、規則第7条第2項に規定する警察が行う行方不明者発見活動の内容の説明において、規則第26条第1項ただし書に基づき発見等の通知をしないこと又は通知する事項を限ることがあること及び同条第2項に基づきストーカー事案等であることが判明したときは、本人の同意がある場合を除き通知しないことについて説明すること。

4 行方不明者届受理票（訓令様式第1号。以下「受理票」という。）の作成は、埼玉県警察情報管理システムによる行方不明者等情報管理業務実施要領（平成16年生安第1204号）に規定する行方不明者等情報管理業務（以下「管理システム」という。）に登録することにより行うものとする。

5 行方不明者が発見された場合、行方不明者の死亡が確認された場合その他明らかに保存の必要がなくなったと認める場合を除き、行方不明者届出書及び受理票の保存期間は、10年とする。

第6 事案の引継ぎ

1 規則第9条第1項に規定する事案の引継ぎは、行方不明者届出書、規則第7条第1

項に規定する資料及び受理票を添付の上、行方不明者届引継書（訓令様式第3号）により行わなければならない。

2 引継ぎをした警察署長は、届出人に対し、発見活動を主体となって行う警察署長が変更になること及び引継ぎ先の窓口担当者を通知すること。

3 引継ぎを受けた警察署長は、速やかに、管理システムによる登録を実施し、生活安全全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）を経てその旨を報告すること。

第7 事後に取得した情報の記録及び活用

行方不明者届を受理し、又は事案の引継ぎを受けた警察署長（以下「受理署長」という。）は、行方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報について、所属の職員に対し、受理票に追記し、報告させること。この場合において、規則第21条に規定する特異行方不明者手配を行っている場合は、手配先の警察署長に対し取得した情報を提供し、行方不明者発見活動に積極的に活用すること。

第8 警察活動を通じた行方不明者の発見活動

職員は、警察活動を通じて管理システム等への照会を効果的に活用することなどにより、各種の警察活動が行方不明者を発見する機会になり得ることを意識して、行方不明者発見活動に当たること。

第9 行方不明者に係る資料の公表

受理署長は、規則第14条第1項に規定する資料の公表について、事前にその内容、数量等について人身安全対策課長と協議すること。

第10 受理票の写しの送付

受理署長は、規則第15条及び第20条第3項に規定する刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）への受理票の写しの送付を、管理システムに登録することにより行うことができる。

第11 身元不明死体票の保存期間

身元不明死体票（訓令様式第3号）の保存期間は、25年とする。

第12 迷い人についての確認

警察署長は、規則第19条に規定する迷い人の身元が判明しない場合は、管理システムの迷い人登録において、保護している者として当該迷い人に係る情報を登録するとともに

に、人身安全対策課長を通じて、他の都道府県警察に対し迷い人照会書（様式１）により、手配をした上で、当該迷い人を関係機関に引き継ぐこと。

第13 特異行方不明者手配

1 手配の種別

規則第21条各号において規定する手配の種別に係る用語の解釈は、次のとおりである。

- (1) 「立ち回り見込先」とは、居所、友人宅等の行方不明者の立ち回りが予想される場所をいう。
- (2) 「立ち回り見込地域」とは、行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね市区町村以下の範囲のものをいう。
- (3) 「就業が予想される業種等」とは、行方不明者が就業していると予想される業種、宿泊先又は居住先等の当該地域において発見活動を行う上で参考となる事情が判明していることをいう。

2 留意事項

- (1) 手配については、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、手配を受けた警察署長が当該行方不明者を発見することが期待できる場合に行うこと。
- (2) 受理署長は、立ち回り見込先又は立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対し、行方不明者届受理票の写し等を添付の上、特異行方不明者手配書（訓令様式第4号）により手配を行うこと。
- (3) 特異行方不明者については、その発見に資する手掛かりがなく手配ができない場合においても、行方不明となった状況等から、生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性があるときは、本部長を通じて他の都道府県警察に対し、行方不明者発見活動協力要請書（様式2）により協力要請を行うこと。

3 手配を受けた警察署長の措置

手配を受けた警察署長は、特異行方不明者の生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることを踏まえ、規則第23条に規定する措置を迅速かつ的確にとり、その実施結果を受理署長に通知すること。

4 手配の有効期間

手配は、手配先の警察署長に対し規則第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、手配の必要性等を適切に判断した上で、規則第24条に基づき手配の有効期間を更新すること。

第14 特異行方不明者等DNA型記録の作成等

1 規則第24条の2第1項に規定する「届出人の求め」があった場合は申立書（様式3）を、「同意」を得た場合は同意書（特異行方不明者の資料）（様式4）又は同意書（実子・実父・実母の資料）（様式5）を、届出人又は特異行方不明者の実子、実父若しくは実母から徴するものとする。

なお、特異行方不明者等DNA型記録の鑑定嘱託は、鑑定嘱託書（様式6）により行うこと。

2 規則第24条の2第1項各号に規程する者から特異行方不明者等資料の提出を受ける場合は特異行方不明者等資料提出書（様式7）を、返還する場合は返還資料受領書（様式8）を、届出人又は特異行方不明者の実子、実父若しくは実母から徴するものとする。

3 申立書、同意書（特異行方不明者の資料）、同意書（実子・実父・実母の資料）、鑑定嘱託書、特異行方不明者等資料提出書及び返還資料受領書の保存期間は、当該特異行方不明者に係る受理票と同期間とする。

4 規則第24条の2第1項に規定する「当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるとき」とは、当該特異行方不明者が死亡している蓋然性が認められる場合であって、次のいずれかに該当すると判断されるときとする。

(1) 行方不明者届を受理した日から6か月以上経過するも当該行方不明者届に係る特異行方不明者が発見されない場合であって、DNA型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。

(2) 前記(1)に掲げるもののほか、当該特異行方不明者の発見のため迅速にDNA型鑑定を行う必要がある場合であって、DNA型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。

5 規則第24条の2第1項各号に規定する「DNA型鑑定に用いられるもの」とは、例えば、口腔（くう）内細胞、毛根鞘（しょう）の付いた毛髪、爪等をいう。

6 規則第24条の2第1項第2号に規定する「実子」、同項第3号に規定する「実父」

及び同項第4号に規定する「実母」とは、戸籍上の親子を指すのではなく、生物学上の親子を指す。

第15 特異行方不明者等DNA型記録に係る情報の削除

受理署長は、規則第24条の2第1項に規定する囑託を行った場合において、次に掲げる事項に該当するときは、鑑識課長に報告の上、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る情報を削除するものとする。

- (1) 規則第24条の2第4項の規定による対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型（DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）と警察庁刑事局犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録（DNA型記録取扱規則第2条第9号に規定するものをいう。以下同じ。）又は死体DNA型記録（死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）に規定するものをいう。以下同じ。）に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者の実子、実父又は実母と当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体の親子関係に矛盾がなく、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体であることが判明したとき。
- (2) 前記(1)に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が発見され、又はその死亡が確認されたとき。
- (3) 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る届出人又は特異行方不明者等資料の提出を受けた者から、当該特異行方不明者等DNA型記録の抹消を希望する旨の申出があったとき。
- (4) 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る届出人が、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る行方不明者届を取り下げたとき。
- (5) 特異行方不明者に係る行方不明者届の受理年月日を起算日として10年が経過し、警察庁の運用するシステムに当該特異行方不明者等DNA型記録の登録がなされなくなったとき。
- (6) 前記(1)から(5)までに掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

第16 行方不明者発見時の措置

- 1 届出人に対する発見通知の要否は受理署長により判断されることが適当であることから、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者に対し届出人への連絡を促すなどの措置をとり、届出人その他関係者に連絡しないこと。
- 2 保護を要する行方不明者を発見した場合は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条、警察法（昭和29年法律第162号）第2条等に基づく保護を行うこと。
- 3 行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者発見票（訓令様式第5号）を作成するとともに、規則第25条第4項の通知を行う際に、受理署長に対し、その写しを送付すること。

第17 届出人に対する通知

- 1 受理署長は、行方不明者が発見されたときは、当該行方不明者に対し、届出人からストーカー行為等をされていないか、配偶者からの暴力を受けていないかなどの事項を確認すること。
- 2 届出人からストーカー行為等がなされていた場合において、当該行方不明者本人の同意を得て、届出人に対し通知をするときは、同意書（発見連絡）（様式9）を徴するものとする。

第18 鑑識課長に対する報告

規則第28条に規定する鑑識課長に対する報告は、管理システムに登録することにより行うことができる。

第19 特異行方不明者手配の解除

受理署長は、特異行方不明者手配の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、特異行方不明者手配解除通報書（訓令様式第6号）により手配を解除すること。

第20 経過措置

- 1 この通達の実施の際現に、廃止する家出人発見活動規程（昭和52年埼例規第2号・防）の規定により作成された家出人搜索願受理票、家出人票、身元不明死体票、迷人票及び家出人触に係る取扱いは、なお従前の例による。
- 2 この通達の実施前に行われた家出人手配については、その有効期間内においては、

従前の例により取り扱うものとし、この通達実施後において当該手配を継続する必要があるときは、この通達により新たに手配するものとする。

実施日

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成24年6月25日生企第4524号）

この通達は、平成24年6月25日から実施する。

実施日（平成27年3月31日生企第1813号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成27年7月10日生企第3357号）

この通達は、平成27年7月10日から実施する。

実施日（平成27年11月27日生企第5363号）

この通達は、平成27年12月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和2年2月28日人対第274号）

この通達は、令和2年3月1日から実施する。

様式1 (第12関係)

迷 い 人 照 会 書

その1

あ て 名			照 会 年 月 日	年 月 日				
			迷 い 人 番 号	年 第 号				
			殿 発 見 警 察 署					
			発 信 者					
発 見 日 時			発 見 場 所					
迷 い 人 (自 称)	本 (国) 籍							
	住 所							
	職 業							
	フリガナ							
	氏 名							
	フリガナ							
	異 名							
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	性 別					
身 体 特 徴			体 型	(体 重) (kg)	面 型			
			眼 鏡					
					顔 色			
	身 長	cm	頭 髪					
着 衣			所 持 金 品					

経歴・土地鑑等		
調査・照会経過		
照会内容	調 査 依 頼 事 項	理 由
保護状況		
参考事項		

行方不明者発見活動協力要請書

その1

あて名	殿		要 請 年 月 日	年	月	日		
			受 理 警 察 署	警察署				
			受 理 番 号	第	号			
			受 理 年 月 日	年	月	日		
			公 表 に 関 望 す る 要 望					
発信者			協 力 要 請 す る 事 由					
行方不明者	本(国)籍							
	住 所							
	職 業							
	フリガナ							
	氏 名							
	フリガナ							
	異 名							
身体特徴	生年月日	年	月	日(歳)	性 別			
		体 型	(体重)	(kg)	面 型			
		眼 鏡						
		顔 色						
身 長	cm	頭 髪						
着 衣			所持金品					

行方不明の概要				
届出人	住所	(連絡先)		
	職業		氏名	
	行方不明者との関係			
	発見時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・発見時に通知してください ・発見時に保護してください ・発見の際は、迎えに行きます ・その他() 		
受理署長の意見				
参考事項				
行方不明者の写真等				

申立書

年 月 日

警察署長 殿

私は、 に係る行方不明者の届出人として、同人の発見のため、

- 同人が遺留したと認められる資料
(資料の種類：)
- 同人の(実子・実父・実母)の資料
(資料の種類：)

についてDNA型鑑定の実施を求めます。

氏名

印

(注) 該当する□にレ点を付すること。

同意書 (特異行方不明者の資料)

年 月 日

警察署長 殿

私は、任意に提出した _____ が遺留したと認められる資料を鑑定し、同人の発見のため、警察において活用することに同意します。

氏名

㊞

行方不明者との関係

- 届出人
- 同人の実子・実父・実母

(注) 該当する□にレ点を付すること。

同意書 (実子・実父・実母の資料)

年 月 日

警察署長 殿

私は、任意に資料を鑑定し、
ことに同意します。

の発見のため、警察において活用する

氏名

Ⓜ

行方不明者との関係

- 実子
- 実父
- 実母

(注) 該当する□にレ点を付すること。

様式6 (第14関係)

鑑定嘱託書

第 号
年 月 日

刑事部科学捜査研究所長 殿

警察署長

特異行方不明者 に係る行方不明事案につき、行方不明者発見活動に関する規則第24条の2第1項の規定に基づき、次の資料の鑑定を嘱託します。

記

資料の名称及び個数						
鑑定事項						
行方不明者届受理票の受理警察署			受理番号		受理年月日	
特異行方不明者	氏名	カナ				
	性別		生年月日	年 月 日生 (歳)		
資料提供者	氏名	カナ			特異行方不明者との関係	
					届出人・実子・実父・実母	
	性別		生年月日	年 月 日生 (歳)		

【本件担当】

課 係 (警電)

特異行方不明者等資料提出書

年 月 日

警察署長 殿

住所

氏名

印

私は、行方不明者 に関する次の資料を提出します。

鑑定後は、

- 返還してください。
- 警察で処分してください。
- その他 ()

記

番号	資料の名称	個数	備考
		取扱者印	
返還・処分	<input type="checkbox"/> 年 月 日 提出者に返還 <input type="checkbox"/> 年 月 日 処分	取扱者印	

- (注) 1 該当する□にレ点を付すること。
 2 返還・処分欄は、取扱警察官が記載すること。

様式 8 (第14関係)

返還資料受領書

年 月 日

警察署長 殿

住所

氏名

印

私は、行方不明者

に関する次の資料の返還を受け、受領しました。

記

番号	資料の名称	個数	備考
		取扱者印	

同意書 (発見連絡)

警察において、私に関する行方不明者届を受理しており、届出人は、

(届出人)

であると聞きました。

私は、届出人から

- つきまとい等のストーカー行為をされていました。
- 配偶者からの暴力等を受けていました。
- その他 ()

届出人に対し、

- 生存のみ連絡することに同意します。
- 私の住所又は居所、電話番号等を連絡することに同意します。
- その他 ()

年 月 日

氏名

(注) 該当する□にレ点を付すること。